

平成23年第4回(12月)河合町議会定例会会議録目次

第2号(12月13日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
出席説明員.....	1
議会事務局出席者.....	2
開議の宣告.....	3
一般質問.....	3
森尾和正.....	3
池原真智子.....	9
西村 潔.....	18
馬場千恵子.....	30
散会の宣告.....	42
署名議員.....	43

平成23年第4回(12月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成23年12月13日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	馬場千恵子	2番	杵本光清
3番	吉村幸訓	4番	岡田康則
5番	森尾和正	6番	池原真智子
7番	西村 潔	8番	疋田俊文
9番	谷本昌弘	10番	中尾伊佐男
11番	岡井誠也	12番	辻井賢治
13番	弓戸 猛		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡井康德	副町長	荒木光義
教育長	藤岡和成	総務部長	迎田臨成
福祉部長	福井裕幸	住民生活部長	竹林信也
まちづくり 推進部長	東 正次	総務部次長	竹田裕昭
福祉部次長	中尾博幸	まちづくり 推進部次長	梅本英則
教育部次長	井筒 匠	政策調整課長	澤井昭仁
財政課長	福井敏夫	税務課長	岡田昌浩
安心安全推進 課長	森嶋雅也	住民福祉課長	大西孝幸

福祉政策課長	杉本正範	社会福祉協議会課長	門口光男
保健スポーツ課長	大平謙治	住民生活課長	津田浩二
環境衛生課長	木村光弘	まちづくり推進課長	堀内伸浩
地域活性課長	山本孝典	上下水道課長	石田英毅
教育総務課長	御輿善弘	生涯学習課長	上村欣也

会議に従事した事務局職員

局	長	増田善紀	主	事	堀内一憲
---	---	------	---	---	------

開議 午前 10 時 02 分

開議の宣告

議長（中尾伊佐男） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成23年第4回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

一般質問

議長（中尾伊佐男） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

森 尾 和 正

議長（中尾伊佐男） 1番目に、森尾和正議員、登壇の上質問をお願いします。

5番（森尾和正） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） はい、森尾議員。

（5番 森尾和正 登壇）

5番（森尾和正） おはようございます。

通告書に基づいて質問いたします。

1番、安心・安全対策について。

交通安全対策について。

赤田池公園北側より西名阪高速道路のガード下を通る道路は、最近事故が多発しています。この道のように中央に白線があり、両側が歩道になっている道は、西大和地区には多々ありますが、40キロの速度規制になっています。一部、距離の短いところは例外としてありますが、この道のみが規制がないので、法定最高速度の60キロとなっております。この道路は、

県道36号線とほぼ並行しており、信号機も全くない上、50キロ規制の県道36号線より早く走行できることから、通勤時の迂回路として多くの自動車が通行しています。この道路は東からも西からも上り坂になっており、頂上あたりに2カ所カーブがあり、見通しがきかないところがあります。

ちょうどここに通学路として、児童たちが渡る横断歩道があります。死亡事故を含めて、これまでの数件の交通事故は、すべてこの付近で発生しています。住宅地の中央を通っているため、通学者、幼稚園の通園者、買い物に行く人、西大和老人憩の家に行く人、ごみ出しに行く人など、すべてがこの道路を横断しなければなりません。またお年寄りでは、横断に4秒から5秒かかっています。左右を確認して渡り始めても、突然カーブの陰から自動車が60キロぐらいで走ってくると、渡り切らないうちに車が来ます。速度規制か何らかの安全対策が必要です。町の考えをお聞かせください。

近鉄田原本線の無人化による安全対策。

近鉄田原本線の大輪田、佐味田川、池部駅は、一時、夜のみの無人になりましたが、最近完全に無人駅になりました。最近、佐味田川駅の女子トイレに不審者があらわれる事件がありました。また、全国に今、通り魔事件も多発しています。事件がエスカレートする前に、安心安全な町を目指す河合町として、対策をしていただきたいと思います。

2番の、若い世代の町外流出について。

不景気の折、若い世代では夜遅くまで仕事をしてる人が多いです。JR大和路線の最終電車と近鉄田原本線が連絡していないので、若い世代がJR大和路線の法隆寺付近などに転居する例を、よく耳にします。町としてどのように考えておられるか、お聞かせください。

、若い世代がわが河合町に住みたい環境対策について。

若い世代が住みたい町は子育て支援、小、中学校の環境、交通便が重要だと思います。

今現在の第2中学校の現状は、窓ガラスのひび割れ、床がめくれている状態です。その補修、整備資金を学校とPTA役員さんが、地域住民にバザーを通じて資金を求めてきています。このことをどのように考えておられますか。

また立地条件のよい駅前の星和台公団に、若い世代に入居してもらうように整備とかして、公団に呼びかけてもらってはどうか。

それから、駅前には河合町は保育所もできましたことですし、大阪の都会とかと違って住民のきずなもある河合町ですので、そういうPRはどのようにしておられますか、お聞かせください。

あと質問があれば、自席にて質問させていただきます。

安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 安心安全課、森嶋課長。

安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは交通安全対策という件について、ご説明させていただきます。

当該路線でございますが、安全対策といたしまして、減速マークやスピード落とせの路面標示に加えまして、啓発看板や視線誘導灯の設置及び法に基づく各種標識による規制などの対策を講じております。

議員ご指摘の速度規制でございますが、まずは自治会からの要望を受けまして、町、警察を經由し公安委員会で検討し、必要と認められれば施行されることとなります。そこで、まずは本当に速度規制しなければいけないのかということ、自治会でよく検討いただきたいと思っております。

以上です。

政策調整課長（澤井昭仁） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 政策調整課、澤井課長。

政策調整課長（澤井昭仁） 私のほうからは、近鉄の無人化とそれから若者対策について答弁させていただきます。

まず近鉄の駅の無人化ですけれども、近鉄側から8月29日に、10月から経営合理化の一環、少子化による鉄道利用者減が影響し経営悪化し、経営合理化の一環として無人化するという事で決定したということで、報告を受けました。その後、関係町村、田原本、三宅、広陵、河合、王寺5町が協議をしまして、5人の町長の連名で要望書を電鉄副社長に、直接手渡しました。内容は、防犯、高齢者対策、障害者対策などでございます。

現在のところ、町の美観は保たれ、大きな混乱は起こっていないというふうに聞いております。今後必要に応じて、関係町あるいは県当局と連携して協議してまいりたいというふうに思っております。なお、防犯対策につきましては、近鉄当事者と警察及び自主防災組織と連携して、防犯対策に努めていきたいというふうに考えております。

次に、若者対策ですけれども、確かに議員ご指摘のとおり、一定若者世代が町外あるいは県外に転出される傾向が見受けられます。我々としても、この世代にターゲットを絞った施策というものが需要ではないかというふうに考えております。

また、若い世代ですけれども、夢ビジョンの中で若者が住んでみたくなる町、今も河合町、

いつまでも河合町と思える町、河合ブランドを生み育てる町という基本的な方向づけを掲げております。河合ブランドを生み育てる町に向けた新商品開発の事業計画を、現在作成している途中ですけれども、この中においても、若者に焦点を当てた検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

教育総務課長（御輿善弘） 議長。

議長（中尾伊佐男） 教育総務課、御輿課長。

教育総務課長（御輿善弘） 私のほうからは、学校の環境対策ということでお答えさせていただきます。

第2中学校のバザーによつての補修ということですが、小、中学校施設の営繕につきましては、年次計画により整備を進めております。とりわけ学校生活に支障を来すところは、できるだけ速やかに対応するように努めてまいっております。

5番（森尾和正） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 森尾議員。

5番（森尾和正） この1番の、交通安全対策ですけど、速度規制がなっていないこともありますけれども、やっぱり県道が歩車分離になってから、物すごく信号の横断する時間が短くて、それでまた迂回する車も多いですので、交通安全対策としていろいろ標識とか今してるとおっしゃって、また警察とも協議、また速度は自治会を通じてしてくださいということですけど、現状としてユニクロ付近なんかの商店ができてますし、その交通量も多いし、よく検討してもらうように望みます。

それと、近鉄の田原本の無人化によるものですけど、最近、佐味田の駅の子女子トイレに不審者があらわれる事件がありましたと、さっき答えましたけど、これも僕は、その事件のときに交番と一緒に付き添いました。近鉄は合理化として、なかなか進めへんと思いますけど、町で防犯カメラするとか、やっぱり地域の人のおれだけではちょっと無理なような気がしますけど、防犯カメラとかそんなんはどう思われますか。

それと2番のですけど、不景気の中、やっぱり若い世代は夜遅くまで仕事していますので、これも強く近鉄に最終電車、JRの最終電車と連絡を、切に望みます。

それと、若い世代がわが河合町に住みたい環境対策についてですけども、やっぱり30年以上たってますし、学校も外観も見ても悪いですし、やっぱり中身も大分傷んでいるようですので、もうちょっとそういうような予算をして、早急に町のお金でいろんな整備を

してほしいと思います。

それと立地条件のよい駅前の星和台公団なんかは、若い人にとったら駅前で物すごい便利ですので、もっと若い人が住みやすいように星和台公団を改装したりして、若い人を呼び込むように公団に呼びかけてもらってはどうか。

ちょっとその点、お願いします。

安心安全推進課長（森嶋雅也） 議長。

議長（中尾伊佐男） 森嶋課長。

安心安全推進課長（森嶋雅也） 交差点の歩車分離でございますが、確かに車両の円滑な交通の妨げになってるという面はございます。しかしながら、それ以上に歩行者の安全に効果を発現しておりますので、その点はご理解願いたいというふうに考えます。

そして、速度規制に関しましては、地域住民に直接的に影響する事項ですので、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

政策調整課長（澤井昭仁） 議長。

議長（中尾伊佐男） 澤井課長。

政策調整課長（澤井昭仁） まず最初に、駅の防犯カメラの件ですけど、これにつきましては、事業主が設置するというのが基本ではないかというふうに考えております。また関係町とも協議しながら、必要であれば電鉄側に要望してまいりたいというふうに考えてます。

それから、最終電車の調整ということですけども、これも夢ビジョンに入っております。なかなかすぐには実現できないのかもわかりませんが、この件についても、今後、夢ビジョンの中で検討していきたいというふうに思います。

最後に公団の改装ですけども、現在、公団では問い合わせたところ、21件、空き部屋があるそうでございます。その際、改造するとなると家賃と連動していくと。確かに若者を呼ぶという目的では、その改造ということも出てくるんですけども、一方では、高齢の方々に家賃を今以上に負担をお願いをするという相対する課題がございます。この辺についても、一度公団のほうに話をしに行きたいというふうに考えております。

以上です。

教育部次長（井筒 匠） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 教育総務課、井筒次長。

教育部次長（井筒 匠） 2中のバザーのところで費用負担というお話があったんですけど、その質問の前提の中で、若い世代がわが町に住みたい環境対策ということで、学校きれいに

しろということだと思う、当然、私もそういうふうに思います。

ただ、今回の2中のバザーにつきましては、常々進めてます学校と地域の連携ということで、部分的に寄附の部分だけがチラシに出てしまって、どうも誤解を招いてるようなんですけども、地域の連携を求めると。当然、それ以外にも、例えばほかの学校ですと、地域のボランティアの方が学校の一部の営繕を担ってもらっていると、子供と交流あるいは教師と交流というようなことで、比較的いい結果が出てるのではないかなというふうに思います。

2中もそういった部分でいいますと、そういう部分で地域との連携という中で、ちょっとチラシのほうで行き過ぎな表現があったようなので、誤解を招いてるようなんですけども、基本的には地域の連携をするためにまずバザーをやって、地域の方々と交流をしていく、あるいは子供と交流していくということで、教育委員会についてもそういう形のを進めるべく、私らも当然、同じような形で進めていきたいというふうに思っていますので、その辺のご理解、よろしくお願ひしたいと思います。

5番(森尾和正) はい、議長。

議長(中尾伊佐男) 森尾議員。

5番(森尾和正) 1番の交通安全対策は、自治会を通じて地域と相談して要望を出してくれとおっしゃいましたんで、そのように進めさせていただきたいと思います。

近鉄の無人化ですけど、その事件が先月でしたけど、女子トイレに不審者がいたのは1カ月ほど前ですけど、僕もその事件に交番に立ち会いましたけど、女の子がトイレ座ったとたん、さっとなりのほうから携帯カメラでびゅんとして盗撮しようとして、すぐに、それは朝の通勤時間帯です。せやから、そんな全然昼間の人いない時間帯ちゃいます。ほんですぐに声出して、座った途端ぱっとカメラ出した、携帯カメラでね。ほんでみんなが出てきて警察へ、僕もすぐ電話がかかってきましたんで警察へも立ち会いましたけど、もう犯人いうたら、トイレの中ですぐ消去しますからね。全部警察と一緒に、携帯カメラでしたけども消去した後でね。結局住所とか全部、勤め先とか確認しましたけど、もう知らんの一点張りやし証拠ありませんしね。せやから、やっぱり通勤時間帯の多いときにそんなんやからね。もうその子は、佐味田の駅には絶対もう行かない言うてね。せやから、物すごく怖がってますしね。やっぱりこれはちょっと物すごい問題やなと思って。そら近鉄のことやから、経営合理化で無人化するの仕方がないですけど、やっぱり町としても、被害受けるのは河合町の町民ですから、やっぱり何か町としても何か対策を考えてほしいと思います。

それと、2番の人口減の町外流出ですけど、これはなかなか近鉄のほうの合理化のことも

ありますので、ですけど、強くまた要望していただきたいと思います。

それと、若い世代が河合町に住みたい環境いうのも、都会に比べると見え面がいっぱいありますので、その発信方法を、都会なんかにもっとPRしてほしいんですけど、それについてちょっとお聞かせください。

議長（中尾伊佐男） 澤井課長。

政策調整課長（澤井昭仁） 防犯カメラの件ですけれども、一つの公共空間という意味で町に設置をとということだと思えますけれども、とりもなおさず、これは事業主の責任すべきもの、例えば大規模ショッピングセンターの駐車場とか、それらもその事業主の、まず第一義的には責任で防犯対策をするということで、我々としても議員と同じく近鉄側に要望する立場ということで、そういう立場をとっていきたいというふうに考えております。

それから、若者世代といいますが、一つ興味深い資料がありまして、過去3回の国勢調査の年齢別の推移を見ても、20代でかなり流出している、ところが30代になると人口は変わらないということで、ある意味河合町が住みやすいということの実数になるのかなと。そういう意味で、一番最初に答弁させていただきました一定世代というのは20代の世代、まだ結婚してない、子供がいないという世代、この世代を河合町にとどめる方法というのは、どこにポイントがあるのかなという部分で検討していくということでございます。ですので、すぐに答えはぱっとでないんですけども、そういう層にターゲットを絞るということでご理解いただければありがたいなというふうに思います。

5番（森尾和正） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 森尾議員。

5番（森尾和正） これらすべて町民の人が安心安全で住みやすく、河合町がますます栄えて発展して住みやすい町になることを望みまして、これで僕の質問を終わらせていただきます。

議長（中尾伊佐男） これにて森尾和正議員の質問を終結いたします。

池原真智子

議長（中尾伊佐男） 2番目に、池原真智子議員、登壇の上質問願います。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

（ 6 番 池原真智子 登壇 ）

6 番（池原真智子） それでは、6 番池原真智子のほうから一般質問をさせていただきます。

まず 1 つ目に、保育所や学校での給食についてお聞きをします。

この間、食の安全性がおびやかされる事件や事故が相次ぎました。そして今、3 月に起こった東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故が原因の放射性被害への心配が、社会的に高まっています。偏見に基づく風評被害は避けねばなりません、毎日のように被災地や周辺地域での農産物や魚介類への放射能汚染問題が報道される中、私たちの不安は高まらざるを得ません。

世界的なニュースとなったチェルノブイリの原発事故では、今なお死に至るような健康被害や異常出産などの報道がなされており、放射能汚染が、どれほど長期にわたって人体に悪影響を及ぼすのかが明らかになっています。そうした意味から、毎日の食生活には敏感にならざるを得ませんし、まして放射線の影響を受けやすい乳幼児や子供には、各段の配慮が必要ではないでしょうか。そうした立場から保育所や学校での給食についても、これまで以上に安全性への配慮が求められています。

その意味から、次の質問にお答えください。

1 つ目に、給食に使用されている主食も含む食材は、どこからどのようなシステムで調達されているのでしょうか、お答えください。

2 つ目に、給食材料の安全性について、町としての基準はどのようになっていますか。教えてください。

3 つ目に、放射能汚染にかかわって、給食を提供する立場から、どのような見解をお持ちなのでしょうか。また、安全性を確保するための対策をお示しください。

大きく 2 つ目に、障害者基本法について質問をいたします。

ご承知のとおり、障害者基本法の一部を改正する法律が 7 月に成立し、8 月に公布されています。本法律は障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を保障するために制定されたもので、新たに差別の禁止や国及び地方公共団体や国民の責務が明記されています。

さらに、これらを具体的に推進するために 15 項目にわたる基本的施策が示され、国、地方公共団体、事業者、国民の果たすべき役割が明らかにされているところです。これらは、とりもなおさず全国の障害者団体などが長年にわたって求められてきた結果であり、私たち一人一人が障害があろうがなかろうが、だれもが当たり前で生活できる社会の実現に向けて努

力すべきことを示唆してくれてるものとして受けとめねばならないと考えています。その上でお聞きをいたします。

1つ目に、本法律について、町としてのお考え方をお示してください。

2つ目に、先ほども言いましたが、それぞれの基本的施策について、その具体化に向けて町としてどのような施策を実施されようとしているのか、明らかにしてください。

3つ目に具体化に向けて、国においては障害者施策委員会、地方においては審議会その他の合議制機関の設置が義務づけられています。町として、機関設置のための取り組みを示してください。

以上、再質問があれば自席にて行います。

教育総務課長（御輿善弘） 議長。

議長（中尾伊佐男） 教育総務課、御輿課長。

教育総務課長（御輿善弘） 私のほうからは、学校給食についてということで回答させていただきます。

まず食材の購入につきましては、河合町学校給食用物資納入業者選定要綱に基づきまして、業者登録のあった納入業者に、栄養士を中心とした献立会議におけるメニューにより、使用食材を地元業者並びに県下の給食食材専門業者へ発注し、納入させております。

また食材の安全性を図るため、毎日業者から納入された食材の産地、鮮度、製造年月日、賞味期限並びに異物等の混入のあるなしを細心の注意を払って、複数の調理員がチェックを行います。規格外及び不良食材があった場合は、返品や交換をさせております。また衛生管理チェックリスト、給食室諸調査一覧表を記入することで、給食の安全性を図っております。

次に、福島第一原発事故によります放射能汚染の問題につきましては、国の検査結果による出荷制限や国内産牛肉の個体識別番号などで情報を正確に把握し、また米、小麦、牛乳の他の食材につきましても奈良県産等を使用し、検査対象の東日本の17都県で生産された食材を使わないことで、給食の安全性を確保しております。学校給食は安心安全でなければなりません。食材はもとより、調理においても細心の注意を払って学校給食運営に努めておるところでございます。

以上です。

福祉政策課長（杉本正範） 議長。

議長（中尾伊佐男） 福祉政策課、杉本課長。

福祉政策課長（杉本正範） それでは私の方から保育所の給食についてと障害者基本法につ

いて、2点お答えさせていただきます。

まず保育所の給食についてですが、学校給食と同じように給食用物資納入業者選定要綱に基づきまして、登録業者より購入いたしております。基準といたしましては、その要綱及び要領に基づきまして購入いたしまして、可能な限り国産材料を使用しております。また国外の加工品にあつては、原材料の国、産地確認して購入しております。

安全対策につきましては、食材の産地等確認を行い、また調理の過程において野菜、果物は十分な洗浄を行い、皮をむくなどの処理をしております。またほとんどの野菜は生での提供をしておらず、ゆでて使用しております。

続きまして、障害者基本法についてですが、8月に施行されて、町の考えということなんですけども、今回の改正は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としたもので、障害者の定義の見直し、地域社会における強制、差別の禁止、国際協調などなどがうたわれております。大きな定義が示されているもので、当然、法律のもと、町の施策を実施していかなければならないと考えております。また、次期予定しております町の障害者基本計画にも反映していきたいと考えております。

基本的施策がさまざまうたわれてるということで、その具体的対策を明らかにしてくださいということですが、基本的施策には医療介護、教育、雇用促進、公共施設のバリアフリー化、相談、文化的諸条件の整備、防災及び防犯、選挙などにおける配慮など全15項目規定されております。このようなことを踏まえまして、町として何ができるのか、何ができていくのかということですが、1つの例としまして、福祉政策課におきましては、障害者に対して相談業務として西和広域7町で相談支援事業所を開設いたし、さまざまな障害者の相談に応じております。また、過去におきましてもプロジェクトを立ち上げて公共施設のバリアフリー化に取り組んでまいりました。その他、さまざまな施策を講じているところでありますが、今後も改正されました障害者基本法の理念にのっとりまして進めてまいりたいと考えております。

最後に、審議会等の設置ですが、地方における合議制の機関につきましては、都道府県及び指定都市に義務づけられておるものでございまして、現時点で町での設置は予定しておりません。しかし、西和7町で地域自立支援協議会というのを共同で設置しております。

以上でございます。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） 1つ目の給食の件なんですけど、納入システムの中で納入業者選定要綱なるものを基にして納入業者を選定してるというお答えだったんですけど、具体的に選定要綱というのは、今私が質問しています安全性にかかわって、どのような内容が具体的に要綱の中にうたわれているのか教えていただきたいのと、あと調理員がさまざまチェックをしているということなんですけども、ちょっと目視でチェックをされてるのか、具体的にどのような形でチェックをされているのか教えていただきたいのと、あと放射能の関係ではすべて奈良県産の食材を利用しているということなんですけど、すべて奈良県産とはいえども、牛乳なり加工品の中にはどこからどのような形で入ってきてるのかわからないんで、その辺のところのお答えを、再度お願いをしたいというふうに思います。

それから、基本法にかかわりまして、町の基本計画に反映していきたいというお答えでした。具体的にどのように反映されていくのか、今言って、すぐにお答えが出るかわかりませんが、考え方ぐらいは反映されるべきだと思うんで、その辺のお答えをもう一度お願いします。

それと、基本施策について、できているものについて課長のほうからご答弁をいただいたんですけども、今できていない部分ですよね。今回、新たに新設された基本施策が幾つかあるんですけど、その辺についての展望があたりでしたら、再度お答えをお願いいたします。
教育総務課長（御輿善弘） 議長。

議長（中尾伊佐男） 御輿課長。

教育総務課長（御輿善弘） 学校給食の物資納入業者の選定要綱の中での安全性ということなんですけれど、業者登録された従事者全員の検便を検査をさせて、写しのほうを提出させております。内容につきましては、赤痢菌、サルモネラ菌及び病原性大腸菌の3項目で検査のほうをさせております。

給食調理員でのチェック体制なんですけれど、これについては議員おっしゃるとおり、目視のほうでチェックのほうをさせております。加工品につきましても、当然、原材料が安全であるという確認をされたものについて使用しておりますので、給食のほうの安全は図られておるものと考えております。

福祉部次長（中尾博幸） 議長。

議長（中尾伊佐男） 福祉部、中尾次長。

福祉部次長（中尾博幸） 私の方から障害者基本法の具体的などのように考えるのかということについて、ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、議員もご承知のように、今回15項目の基本法が制定されております。その中で、今回新たに5項目が追加されてるんですけども、この内容を見ますと、河合町1町でできるものもありましたら、河合町だけではできないもの、例えば国際協力という部分がございます。これにつきましては、河合町1町ではとてもではないですけどもできると、町単独でできるというふうには思っておりません。こういう部分につきましては、やはり広域的な問題という形で、全体の大きなエリアの中で検討してまいりたいというふうには思っております。

先ほど、例えば町のほうでできたもの、例えば課長先ほど答えましたように、町の公共施設のバリアフリー、これにつきましては、たしか平成4年の中で町長の第1期のときに3プロジェクトを設置されました。その中で福祉の施策ということのプロジェクトがありまして、その中の提言の中で、河合町公共施設の中のいわゆるバリアフリー化等を提言をしております。その結果を踏まえまして、例えば障害者用の駐車場の設置、それからスロープ、例えば庁舎でいきましたらエレベーターの設置ということで、町でできる部分につきましては既にやってる部分もございます。

ただ、もう一つ、例えば職業相談等につきまして、これまた河合町1町ではできません。これにつきましては、西和7町の自立支援協議会の中のそういう協議会の中で雇用促進という部分を検討しながら、具体的な方策について検討しておるということでございます。

以上でございます。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） 給食にかかわって業者の検便ですか、答弁がありましたけど、私が言いたいのは、食品自体の安全性のことにかかわってその要綱にうたわれているのかどうか、教えていただきたいんですね。

以前に1回、中国産のギョーザの件で質問をさせていただいたことがあるんですけども、何というのか異物というのか、薬品も含めてで体に悪いものが混入されている場合、中国産で限りませんけれども、そんなチェックがどのようにされているのかが心配なのと、放射能汚染にかかわって、すべて奈良県産という話でしたけど、さっきも言いましたように加工品はどうなんねやろという心配なんかもありますんで、何ていうのか、市町村によっては独自に放射能チェックの機械を持ち込んで行われているところも、既にあるというふうに聞いていますんで、町としてはその辺のことをどのようにお考えなのか、教えていただきたいと思えます。

それから、基本法にかかわっては、もちろん今中尾次長がおっしゃったように、町単独では解決できない新設の基本施策もございますけれども、すぐに町としてできる部分もあると思うんですね。例えば、防災、防犯とかそれから選挙等に対する配慮とかというふうな面では、町としてすぐにできると思いますんで、その辺のところについて、もう一度お聞かせ願いたいのと、それから合議制機関の設置は、県に設置するということで義務づけられているという答弁があったんですけども、障害者の虐待防止法も既に成立をしているということで、町として障害者施策を推進するために、当事者も入っていただいての機関の設置というのはあるのかどうか、その辺のところをご答弁ください。

議長（中尾伊佐男） 井筒次長。

教育部次長（井筒 匠） 給食食材の安全性の担保ということだと思います。

まず目視という表現になるんですけども、そういった部分でいいますと、国なり消費者庁のほうからそういう安全基準なり取り扱いの文書、しょっちゅう参ります。当然、私どももそうですし、栄養士もその辺のところは把握をしておりますので、そういった部分で食品あるいは加工食品に明示されてるもの、こういったものは目視で確認をさせていただいているということでございます。

それと、産地についてすべて奈良県産ということのようにお聞き取りいただいたのかわかりませんが、奈良県産等ということで、具体的に言いますと、米、牛乳は奈良県産です。また麦は北陸三県産、この3点につきましては、奈良県学校給食会というところが、一括して県から物を購入をしておりますし、当然そういう部分でいうと、放射能にはかなり慎重になってるというふうにも思いますので、それと加工食品につきましても、当然業者との信頼関係の中で、栄養士なりのそういう目視も含めまして安全性を確認をさせていただいていると。野菜なんですけども、これは地産地消ということで河合町産というものもございますし、あるいは奈良県産というものを中心に使用しております。

これ風評被害というようなこともよく言われるんで、なかなかどことのことというのはあれなんですけども、課長が言いましたように、検査対象の17都県というのがあるんですけども、この当たりの情報は議員おっしゃったように検査をする機器を購入する、あるいはこれを国が助成する、検査を義務づけてるというような情報が一方であるので、できるだけ河合町にとってというふうに考え方はするんですけど、風評被害ということも当然我々も意識していかないといけないというように思いますので、こと給食に関しては17都県というもの、さっきおっしゃいましたように、中国産というものは完全に今排除している状況でございますの

で、17都県産、そんな頻繁にということではないのであれなんですけど、基本的には、今のところは見合わせてる、排除という言い方、余りしたくないので、そういうふうを考えておりました、基本的にはそのあたりで安全が確保できてるといふふうに、私は認識をしてるところでございます。

福祉部次長（中尾博幸） 議長。

議長（中尾伊佐男） 中尾次長。

福祉部次長（中尾博幸） 障害者対策ということで、今回新たに追加されました中のいわゆる防災、防犯、これにつきましては、町としましては、この改正される以前から阪神・淡路大震災を受けまして、災害弱者の方の対応を検討してまいるといふことでございます。一つの例としまして、豆山の郷、ここは福祉避難所になっております。この部分に対しまして電光掲示板の設置をするようにそういう機材の整備をしておるといふことも、現時点ではございます。

それと、やはりその災害になった場合のケアとしましては、要援護者の調査を進めていこうという準備を今している段階でございます。

それと、選挙につきまして、これにつきましても以前から、町としましては点字用の投票用紙、それから車いすの対応の方の記載台の設置ということで、既に対応をしているということでございます。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） 給食については、かなりの部分で安全性に配慮をしていただいているということがわかったんですけど、一つだけ、加工食品の目視、今練り物、かまぼこやらそういう練り物についてかなり放射能汚染がきついんじゃないかというふうにマスコミ等で報道をされてまして、その辺の部分で私こだわるのは、目視だけでいいのかどうかという心配があるんで、その点だけ1点、再度お答えを願いたいと思います。

それから、基本法にかかわって一つだけ抜けてました。町には障害者基本計画があるということなんですけども、そういう障害者施策を推進するための機関の設置ですね、町として。その当事者も入れて、もちろん、その辺の部分についてお答えがなかったんで、再度お答えを願います。

議長（中尾伊佐男） 井筒次長。

教育部次長（井筒 匠） 加工食品ということでございます。実際、その産地、例えばこの

前の粉ミルクがつくられたところで混入してたと、微量なんですけどもあったという事実がございます。ただ一部の報道で、なかなか私ども動きにくい部分もございますので、当然、そういった情報については、つねづね非常に神経質に、当然ホームページなんかでも頻繁に出てきますので、そういった情報を踏まえながら対応をしていきたいなど。今のところは、安全性は確保できてるというふうに認識しております。

福祉部次長（中尾博幸） 議長。

議長（中尾伊佐男） 福祉部、中尾次長。

福祉部次長（中尾博幸） すみません、答えが抜けておりました。

合議制につきまして、これにつきましては、現在これ単独のという委員会等はございません。ただ基本計画等を作成するという段階につきましては、その都度、委員会を立ち上げまして、皆さんにご協議をしておるということでございます。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） その給食の安全性について先ほども指摘しましたけども、乳幼児や子供たちにそういう放射線でありますとかほかの化学物質が蓄積されやすい、体が小さいということで蓄積されやすいということは十分ご理解いただいていると思いますので、今後もできる限りの安全性を保っていただくということでお願いをしたいと思います。

それから、障害者の委員会は設置していないということなんですけど、また次の議会にでも質問させていただきますけれども、例えば、児童虐待の協議会はもう既にできていますし、障害者かて先ほど言いましたように、障害者虐待防止法が、まだ施行はされていませんけれども、既に成立をしていることもあって、障害者施策全般を考えていくそういう協議会の設置が、私はぜひ必要ではないかなと。もちろん、身体だけではございません。精神の方も知的の方も含めて必要だと思うんで、その辺のことだけ、再度お答えを願いたいと思います。

福祉部次長（中尾博幸） 議長。

議長（中尾伊佐男） 中尾次長。

福祉部次長（中尾博幸） 今特に虐待ということで、ご質問でございます。

障害者ということで変えるんではなしに、例えば子供さんであろうと高齢者であろうと、虐待がありましたら、それにつきましてはその都度、ケース会議を開きながら、例えば県の機関とも連携をしながら対応しているというのが、今の現状でございます。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） 私が申し上げましたのは、虐待だけじゃなくて、今の基本法の基本的施策の具体化ということも含めて、大きく全般的に障害者施策を考えていく協議会が、町として必要ではないかと申し上げてるんで、その点について、もう一度お答えをお願いします。

福祉部次長（中尾博幸） 議長。

議長（中尾伊佐男） 中尾次長。

福祉部次長（中尾博幸） 今の件につきまして、先ほど申しましたように、町単独で設置すればいいのか、例えば広域的に広域の中で考えていけたら言った方がいいのか、これにつきましては今後、検討してまいりたいというふうに思います。

6番（池原真智子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 池原議員。

6番（池原真智子） ぜひとも大きく時代の流れが、とりわけ今回は障害者施策についてなんですけども、基本的人権を保障するという大きく流れが変わってきておりますので、町としても、今後、部分部分ではやられていますけれども、そういう意味で町としての協議会の設置を強く望みまして、私の方からの質問をこれで終わらせていただきます。

議長（中尾伊佐男） これにて池原真智子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。10分後、再開いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

議長（中尾伊佐男） 再開いたします。

西村 潔

議長（中尾伊佐男） 3番目に、西村潔議員、登壇の上質問願います。

7番（西村 潔） 議長。

議長（中尾伊佐男） 西村議員。

(7 番 西村 潔 登壇)

7 番 (西村 潔) それでは、議席番号 7 番、西村潔が通告書に基づきまして質問させていただきます。

まず 1 番目、河合町職員、関連事業団体の人事計画について質問いたします。

過去10年以上にわたり、財政健全化に向け人件費の削減が図られてきておりますが、住民に対するサービスにどのような影響が出てるのか、関心のあるところでございます。住民サービスが低下しないように、当然配慮されてきたと思いますが、具体的な人事政策、人員の配置、それから採用状況など開示をお願いしたいと思っております。

そこで、以下の点について、状況と所見を求めたいと思っております。

まず 1 つ、河合町はどのような基本的な人事政策を持っておられるのか、2 番目、10 年前と現在の職員の構成について、配属部署、年齢、男女別で具体的に開示していただき、どのような変遷があって、住民サービスにどのような影響があったのかを評価をお願いしたいと思います。

3 番目、過去10年間の年度別の退職者数、採用者数の人数とその職種を示していただきながら、どのような人員配置がされてきたのか、またそのときの対応の説明をお願いしたいと思います。

4 番目、社会福祉協議会、地域包括支援センターなども含めた河合町の職員の採用をどのように行われてきたのか、それぞれについて説明をお願いしたいと思います。具体的には、だれがどのような過程で採用してきたのか、2 目としては、採用方法としてはすべて公募なのか、縁故採用がとられているのか、一部縁故採用がされているのかどうか、3 番目、受験資格や採用人数などの基準はだれがきめているのか、合議制で決めているのかどうか、その場合の基準等は書面できちっと定めているのかどうか、それから縁故採用の規定があるのかどうか、例えば、ある大企業では縁故採用を禁止してるところもございます、逆に縁故採用をとってるところもございます、そういうものを規定をちゃんとしてるのかどうかということがあります。

それから 4 番目に、実務的なことなんですけど、試験はどのように実施されているのかあるいはされてきたのか、例えば出題の基準とか問題用紙の管理とか、採用方法はどのように行われてきたのかを説明をお願いしたいと思います。

それから 5 番目に、今後の人事政策、計画についての所見をお聞かせください。

次に、2 番目の平成24年の 4 月に介護保険法の一部改正について質問したいと思います。

平成24年介護保険法の一部改正に向けて、現在、改定基準案が提示されています。そこで住民になじみのある訪問介護とデイサービスについて質問したいと思います。

1番としては、現在訪問介護については、生活援助中心である場合のサービスの提供時間というのがありまして、それを短縮化しようという動きがございます。現在、1時間未満と1時間以上というの、分かれておりますけど、この1時間を45分にしようという動きがありますね。要するに、15分減るわけですね。そういう中で、この生活援助をするということは、その人の生活基盤を確保するということなんですけど、時間の短縮でできるかどうかというところがありますね。どういう視点に基づいて改定をされるのか、現場を預かる保険者としての所見をお聞きしたいと思います。

それから、当然これ短縮されるわけですね。もしされたとしたら報酬は25%カットされるのかどうかというところを確認をしたいと。現在審議中ということでございますけど。

それから、3番目なんですけど、生活援助中心型じゃなくて身体介護と生活援助を組み合わせるとい形があるわけですが、現行では、その場合、生活支援というのは30分単位から認められていますね。生活援助中心型のみであれば30分ではないわけです。そういう意味で、身体介護との組み合わせした場合に、現行では30分1単位という規定になっているわけですが、見直しによって、身体介護との複合型はどのような影響が出てくるのかというところが、まずあります。

それから次にデイサービス、俗にいう通所介護というのはデイサービスと言ってますけど、このデイサービスの時間の区分の見直しも検討されています。どういうメリットがあってどういう影響があるのかということについてなんですけど、現在4つの時間帯をそれぞれちょっと延ばしたりとか変更してるわけですね。その理由は一体どこにあるのかということが一つございます。

それから、もう一つ大きな特徴は、現在デイサービスは最高10時間なんですけど、10時から行ったら7時まで面倒みようということですね。それを10時間までとなっていますけども、12時間まで延長するという案が出てます。ということは、朝の9時から夜の9時までみてもらえるということなんです。河合町ではニーズがどれくらいあるかどうかはよくわかりませんが、この目的は一体何なのか。レスパイトケア、要するに在宅ケアを担う家族の疲労をいやすケアというような意味で延長するのかどうかというようなこともあると思いますけど、その辺の視点はどうかと。

それから3番目ですけど、現在河合町はデイサービスを雇います。毎年毎年赤字を出して

いるわけですが、このデイサービスの事業運営にどのような影響があるのかということで、町としてのデイサービス経営に対して、どのように思っておられるのかどうか。保険者でありながら事業主ということなので、その点についての考え方をお聞かせください。

それから3番目ですけど、サービス付高齢者向け住宅についてなんです。

星和台で、去年、いろいろ住民の打ち合わせなんかありましたけど、適合高齢者専用住宅というのがあったんですけど、この4月に新たにまた改正がありまして、4月の高齢者住まい法の改正に伴いまして、10月より都道府県に対して住宅の登録が開始されたんですね。サービス付き高齢者向け住宅とは一体何なのかということなんです。住民とか自治体にどのような影響があるのかということで、これは町としても掌握しなきゃいけないし、私はむしろ積極的に関与していかないといけないのかなと思っています。

そこで質問なんですけど、従来の高齢者専用賃貸住宅とか適合高齢者専用住宅とどのように違うのかと。まず表示的なこと、名称的なこと言いますとどうなるのかと。登録サービス付き高齢者向け住宅というふうになるようなことは想像はしてますけど、そうなるのかと。この場合の登録条件というのが3つありまして、1つはハード面ですね、要するに建物の構造、例えば広さ何ぼとかそういう住宅に関する基準がある。もう一つはソフト面のサービスの提供、どんなサービスをいただけるんやということなんです。もう一つは、契約内容に関する基準、要するにこれはただ単なる賃貸住宅なんです。そういう意味での契約内容に関する基準、この3つを満たせば、だれがいつでも登録したらできるということなんです。

そういう意味で、私の一番気になるところは、サービスの提供に関する基準としてどうなるのかと。特にこの基準ではリズムセンサーや緊急通報等の安否確認と、それから生活相談機能は必須やと、これは必ずつけないと登録できませんよということなんですけども、ところが、生活援助とか介護サービスは義務づけられていないわけですね。ということで、今回の登録サービス付き高齢者住宅の概要はこうなんですけども、こういう認識でいいのかどうかということ、保険者に確認したいと思います。

それから、これは適合高齢者専用住宅のときに問題になったんですけど、この登録基準であれば、例えば他市町村から転入してこられた方が、介護保険制度の住所地特例の適用になるのかどうかということが、まず気になるわけです。

また、適合高齢者専用住宅を 既存の住宅ですね、今度星和台でできますけど、そのときに適合高齢者専用賃貸住宅、新たに今言うてる登録、サービス付き高齢者向け住宅に申請すること、登録することできるわけですね。その場合に、今まで適合だから住所特例ができた

わけですけど、登録することで外されるということが起こってくるかどうかということが気になると思います。

それからサービスの提供の内容なんですけど、今言うたように安否確認とその生活相談機能がついてると。相談だけなんですよね。別にサービス提供しますという契約じゃないので、そうすると、サービス提供の内容は、運営事業者単位で異なるんじゃないかなというふうに考えるわけですね。そうすると利用者側は非常に不安になるわけですね。どんなサービスもらいますかという話になるわけです。そういうことで、統一されたサービスの提供を前提にしているのかどうかということが一つございます。

それから4番目に、従来の高齢者専用賃貸住宅や適合高齢者専用住宅がこのサービス付き高齢者向け住宅の届け出をしないということも起こってくるわけです。その場合は、規定ではどうも有料老人ホーム等として届を出すことになってるというふうに義務づけられてるといのは聞いておりますけど、そうした場合に、介護保険制度のやはり住所特例の適用となるのかどうか、これはちょっと行政の視点の問題なんですけど、要するに保険者が負担が増えるかどうかということを中心に考えていかないといけないので、そこはきちりやっていただきたいと思います。

それからもう一つは、県に届け出ることなんですけど、そうすると県と各市町村の自治体はどんな連携をとっていったらいいのかということが起こってくるわけですね。そうすると、窓口はどうなるのか。例えば、福祉部門なのかその他の部門なのかということ、起こってくるわけです。現状ではどういうお考え持っておられるのかということについて、お聞きしたいと思っております。

そこで、まずこの法律が4月にできたんですけど、その趣旨は高齢者の住宅が法律改正によってサービス付き高齢者向け住宅に一本化しようとしてるわけですね。今後の介護保険の事業計画、これは市町村がつくるわけですけども、市町村がサービス付き高齢者向け住宅を設立していこうと推進をしていかざるを得なくなるんじゃないかなというふうに、私は見ております。そこに複合型のサービスを導入するわけですね。例えば、小規模多機能居宅介護に訪問看護をつけるとかね。部屋でなくて看護婦さんをつけるとかね。それから介護が必要になった場合に、そこへ入所させるという考え方、出てくるわけですね。だから、介護サービスを併設することで、施設にかわる暮らしの場ができてくるということも予想されるわけです。そういうところで、これから施設がなかなかできないということもございまして、こういうところにシフトしていかざるを得ない。

それから、参入はすべてのいろいろな事業所が出てきます。病院もありますし土建屋さんもありますし、河合町のほうでもできるわけですね。そういうことで、この点についての河合町の所見をお聞かせください。

最後に、登録サービス付き高齢者向け住宅に関してトラブルが起こった場合に、一体だれに相談するのやということがあるので、役所の苦情も、できてから、今度苦情も出てくるわけですけど、そういう場合の役所の窓口は一体どこになるのかということをやっぱり検討しておかないといけないと思いますけど、それについて意見、ご回答をお願いしたいと思います。

以上です。

政策調整課長（澤井昭仁） 議長。

議長（中尾伊佐男） 澤井課長。

政策調整課長（澤井昭仁） それでは私の方から、まず人事についてのご質問にお答えいたします。

まず基本的な人事施策、今後の人事施策というご質問でしたけれども、財政健全化計画を策定いたしまして、当時は4人の退職にして1人採用というような基準で、当面人事運営をしていくという予定でございました。しかしながら、予想以上の減収に対応するということになったために、計画以上に減少しているのが現状でございます。

そういうことで、今職員数、正職員186名いるんですけども、一定の基準に達したということで、また職員に年代の空洞化もあらわれてるということで、今回採用試験を実施したところ です。

今後ですけれども、一般行政職については現有人員、他団体や類似団体を基準として職員の年代の空洞化を解消するため、必要最低限の職員を採用したいというふうに考えております。同時に、民間や臨時で対応できるものについては、そういう業務は移行していきたいというふうに考えております。あわせて権限移譲、事務事業の増加も考慮しなければいけません。特に専門職については、その施策自身を実施する内容に応じて、その人員等の確保をしていきたいというふうに考えております。

次に、10年前と現在の職員構成ですけれども、総務省が定めます定員管理調査の区分により正職員を分類しますと、平成13年、10年前ですけれども ちょっと順に読んでいきます。平成13年議会4人、総務関係37人、税務12人、民生79人、衛生31人、農林水産3人、土木22人、教育44人、普通会計で232人、企業会計24人合わせて256人になります。

また本年4月1日でございますけれども、同じく議会3、総務関係37、税務13、民生49、衛生19、農林水産2、それから土木が15、教育が31、普通会計で169、企業会計17を合わせて186ということで、総数でいいますと、10年間で70名のマイナスということになります。

次に、男女別ですけれども、平成13年では男が156人、女が100人でしたが、23年4月は、男116、女70という構成になっております。

次に、年齢別ですけれども、平成13年は20代42人、30代66人、40代98人、50代50人、23年4月、20代5人、30代40人、40代62人、50代79人となっております。

過去10年間の退職者数、採用者数、その職種ということでございますけど、10年比較でまず、13年の4月1日現在256人 全体です。23年4月1日186人、退職81人、採用11人、行政職 これは事務、技術合わせての数字ですけれども、13年170人、23年131人、退職47人、採用8人。専門職、教諭、保健師、保育士、看護師、司書、平成13年58人、23年45人、退職16人、採用3人。技能労務、自動車運転手、調理員、清掃員、用務員です、13年28人、23年10人、退職18人、採用はなしということでございます。

それから10年間の採用状況ですけれども、10年間で11人、内訳は競争試験8人、選考が3人ということでございます。

それから試験の問題の出所というご質問だと思うんですけど、今回の試験については 公的な試験センターに問題を依頼しております。なお、問題の管理は、当該センターから問題が送られてきたと同時に、枚数を計算して封入し、割り印をして、当日まで金庫で管理して、当日の朝まで金庫で管理しております。

それから縁故の基準ですけれども、縁故につきましては、縁故という表現ではなくて選考という表現なんですけれども、地方公務員法第17条第3項で、人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は競争試験または選考によるものとするというふうに定められており、また町の職員の任用に関する規則についても基準が定められております。

次に、資格、人数についてですけれども、これにつきましては、任用委員会と町長が協議して定めているところでございます。

以上です。

社会福祉協議会課長（門口光男） 議長。

議長（中尾伊佐男） 門口課長。

社会福祉協議会課長（門口光男） 社会福祉協議会の現在の状況について、お答えいたします。

正職員これにつきましては、現在4名で、福祉用具専門相談員、社会福祉主事並びにケアマネの資格を有しております。また常勤のヘルパーが2名、いずれもホームヘルパー1級の資格でございます。包括支援センターの職員につきましては3名で運営を行っており、町職員として保健師1名を配置しております。臨時職員2名につきましては、社会福祉士並びに主任ケアマネを有する者を雇用いたしております。採用基準、これにつきましては、それぞれ業務に必要な資格及び経験年数を要件といたしまして、作文並びに面接で選考し、採用を行っております。

以上です。

福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 杉本課長。

福祉政策課長（杉本正範） 私の方からは、平成24年4月の介護保険の一部改正についてとサービス付き高齢者向け住宅についてお答えさせていただきます。

訪問介護についてですけれども、生活援助の時間区分の見直しが来年4月に予定されてるといっていますが、現在、国の社会保障審議会において議論されているところでございます。今のところ、何も決定していない状態でありまして、県にも何の通知も来ていないということですので、町としてのご回答はちょっと差し控えさせていただきたいと思います。通所介護デイサービスについても、同様の理由から差し控えさせていただきたいと思います。

ただ、私の私的な思いなんですけれども、訪問介護につきましては、利用頻度が高い掃除、調理配下膳の平均所要時間は、国の調査によりますと、準備時間を含めて大体30分から40分となっております。実際、その時間でできているのか疑問もあるんですけれども、利用者にとってサービスが短縮されるということは、今までやってもらっていたことができなくなってしまうとか、実際は40分ぐらいで終わっていたのに1時間の利用料を支払わなければならないのかと、両方の思いがあると思うんです。

今後、国の動向を注視しながらいきたいなと思っております。

続きまして、サービス付き高齢者向け住宅ですけれども、従来の適合高齢者用専用住宅につきましては、高齢者が賃貸住宅に入所を希望して拒まれるというトラブルが発生したため、これを解消するため、国交省と厚労省が連携をして、従来の高齢者向け賃貸住宅の制度が創設されたと理解しております。この高齢者専用住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合したものとして都道府県知事に届け出しているものが、適合高齢者専用賃貸住宅というものです。

今回の改正によりまして、バリアフリー構造を有し、介護、医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住宅として、サービス付き高齢者向け住宅の登録制度が創設されました。老人ホームに入るほどでもなく、また普通の住宅では不便を感じるといった方が、ある程度のサービスを受けながら生活するための住宅であると考えております。

他市町村から転入とかによって、住所地特例の適用になるかということなんですけども、施設自体が特定施設の条件を満たしているもので、利用権契約方式のもの、または特定施設入居者生活介護の指定を受ければ、住所地特例の対象となるものでございます。

サービスの内容につきましては、先ほど議員も申されましたとおり、安否確認、生活相談のサービスの提供は必須項目となっています。しかし、それ以外のサービスについては、事業者ごとに異なるものと思われれます。サービスの例としましては、食事、介護、家事、健康管理などが考えられます。

町と県との連携とか窓口はどうなるかということなんですけども、サービス付き高齢者向け住宅の登録は県の住宅課で行いまして、住所地特例の指定につきましては、長寿社会課となっております。

あとトラブルにつきましては、建物とかのトラブルは当然、大家さんになる事業主さんなんですけども、介護等については役場の福祉政策課が窓口になるかと考えております。

以上でございます。

7番（西村 潔） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 西村議員。

7番（西村 潔） まずは人事政策についてなんですけど、河合町ではインターネット、ホームページでこういう河合町の給与、定員管理等については出てるわけですね。残念ながら、これ平成19年ということで、かなり古いんですけど、一応アウトラインは出てるわけですね。

私の危惧するところは、この資料を見ても、50代の方が結構多いということなんですね。27歳以下の方は4名ということだから、今はもう数年たってますからゼロということになるわけで、そうすると、だんだん高齢化の職員さんが年とってくれば、頭がピークがだんだん右のほうへ来るということなんですけど、この4年刻みで出してるということで、そういうことで過去2年、3年はゼロだったと。財政健全化に向けての人件費抑えていかんというのが、4人に1人というのが4人に1人になってない年度もあって、ゼロ、ゼロと、平成17年、18年ゼロやと。最近、4名ですか、募集をしてると。

この4名を募集するという計画に至るまでの、当然これは人事政策だから、ある程度の長

期的な見込み、少なくとも5年間ぐらいはしてるわけですよ。このインターネットのホームページでも、これ17年現在で22年まで見てるわけですよ、ここ空白なってますけども。そういう意味で、人事政策とは非常に重要な問題だと思います。サービス低下にならないように。今ご回答いただいたら、10年間で70名減ってるということなんですよ。そうすると、これはかなりのサービスの低下が来るんじゃないかというように危惧するわけです。

そういう点で、基本的な人事政策を当然、つくってるということですけど、今回受験資格とか採用人数など決めてるわけですけど、それをどのように反映をした結果、こうなったのかについての説明がないと。特に受験資格、これ受験資格の中で、一般職以外に一般職事務職特別区分というのを設けてるわけですね。それから、年齢制限が33歳以下となっているわけです。こういう考え方は一体どこから来てるのかという、これはだれがそういう資格決めてるのかということですね。それは、今言うたように人員の配置で33歳以下が少ないから、そこまで拡大してるのかどうかということですね。

もう一つは、特別区分の欄に大きな実績とか成果をおさめたということで実績主義でとる職員がいるわけですけど、そうすると一般職とのどういう整合性というか関係があるのかについての説明をお願いしたいと思います。

それから、介護保険でコメント、今現在審議会でやってるからその辺はわかってることやと、それであれば保険者としてどういう意見を持ってるかについて説明を求めているわけですね。

今個人的な意見ということでありましたけど、これ45分になること自体について、現場を預かる保険者としてはどんな影響が出てくるかどうか、特に福祉サービスでも一人住まいの方のサービスを提供してるわけですよ。そうすると、そこをもっと削るんかということになりますよね。だから、そういう意味で介護保険というあり方はいろいろ議論されますけど、現実にこの45分で、例えば作業をして、こことこことするんで、ぱっぱとやってしまって、本人関係なくやってしまうというそういうものを、介護保険では決して求めてないんですね。だから、そういう意味でヘルパーさんが行って45分、掃除洗濯ずっとやって、利用者さんそっちのけでやってできるかどうかというところの実態を、保険者としてどう見てるかということを知りたいわけです。

それとデイサービスについては、なかなか先ほどの質問もさせてもらいましたけれど、保険者でありながら事業主ということなんで、その点についてもやはりかなり興味があることやと思います。そういう意味ではどうなのかということ、新たにやはり保険者のみなら

ず事業主としての両面でもって、どう考えているのかということをお聞きしたいと思います。

それからサービス付き高齢者住宅という、非常に高齢者がなかなか賃貸住宅借りるの難しいということからスタートして、今回は介護保険の利用を付帯業務ということでやってるといことなんで、今後、これは非常に整備されていくと思いますし、逆にトラブルも出てくる可能性が高いんで、住所地特例ができひんとなってきたときにどうすんねやと。介護計画、3年間の介護計画といいますか介護保険事業計画に影響出てくるということはあるわけですよ。そうするとどうなるのかと。

保険料も今河合町だけでやってますけど、7町一緒にするというようなこと、出てくるわけですよ。その辺のシェアを持っていただいて、やはりこれをどう前向きに使っていく、前向きにこれを推薦していくのかどうかということの考え方も確立していただきたいと思ってるんですが、その点についていかがでしょうか。

政策調整課長（澤井昭仁） 議長。

議長（中尾伊佐男） 澤井課長。

政策調整課長（澤井昭仁） まず、今回の試験に至るまでの経緯、企画ということだと思っんですけれども、まず第1に、行政職が今130人ございます。我々人事異動するときには、私の内部書類として仕事に1人、2人というこの仕事に何人というはめ方をしていっています。その中で130人という数字は、これが一定限界だろうという判断をしたことが1点、もう一つは、議員ご指摘のとおり、特に20代、今回採用試験をしている資格の年代層が非常に少ないということで、今50代がたくさん人数いてるんですが、それが退職したときに非常に大きな影響が出るということが2つ目。

3つ目、人数につきましては、これについては財政当局と協議をしまして、今回の人数に決定をいたしました。

それから、一般事務職の特別区分についてのご質問ですけども、奈良県では特に例はないと思うんですけど、全国的にはたくさんあります。その理由は、従来と違いまして、職員に求められる資質というものが、例えば行動力、企画力、調整力、それに加えてコミュニケーション能力であるとかあるいは精神力であるとか、住民のニーズの多様化に従って、非常に多く求められるようになってきたということで、そういったニーズに対応するために、精神力の強さ、コミュニケーション能力を持った人材を的確に選ぶということを目的としまして、今回特別区分という採用枠を設けた次第であります。

以上です。

福祉部次長（中尾博幸） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 中尾次長。

福祉部次長（中尾博幸） まず、介護保険の制度改正、これにつきましては、今あくまでも想定なんですけども、例えばおっしゃってますように訪問介護、これが45分になりますと、議員おっしゃってますように義務的に、例えば掃除をやるとか云々というのにつきましては、介護保険の趣旨からいいますと反しているのではないかと、基本的には住民の方とヘルパーさんとの共同につきまして自立を支援していくという考え方でございます。

ただ課長答えましたように、サービス内容につきましては、今現在も短時間で終わってるもの、それから1時間を超えるものというのがございますので、それにつきましては、個々の方のサービス内容によってとらえ方が違うのではないかというふうに考えております。それにつきましては、注視していきたいというふうに思っております。

また、デイサービス、これにつきましてもこれも仮定なんですけども、例えばその時間が延びたからといって、今すぐに河合町のデイサービスを時間を延長するとかということにつきましては体制の問題等もございますので、これにつきましても、国の動向を見ながら検討してまいりたいというふうには思っております。

最後に、高齢者向けの賃貸住宅、議員のお考えでありましたら、基本的にはこれを推進しなければならないというふうに考えておられるんですけども、やはり介護保険の影響ということもございますので、これにつきましては慎重に対応してまいりたいというふうに思っております。

特に多分、今後、こういう部分につきましては福祉部門でいいますと県の総量規制、この辺の規制にかかってくるのではないかと、むやみやたらに増やしていくというふうな考えではないのかなというふうなことは、今県のほうで確認をしております。

以上です。

議長（中尾伊佐男） 西村議員、発言時間がもう終わりましたので、質問の終結をお願いします。

7番（西村 潔） いろいろ質問させてもらいましたけども、いろいろ今後も検討していただいて、さらにまた再質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議長（中尾伊佐男） これにて、西村議員の質問を終結いたします。

馬 場 千 恵 子

議長（中尾伊佐男） 4番目に、馬場千恵子議員、登壇の上質問願います。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

（ 1 番 馬場千恵子 登壇 ）

1番（馬場千恵子） 議席番号1番、馬場千恵子より通告書に基づいて質問いたします。4点あります。

まず第一に住宅リフォーム助成制度について。

この制度は、町民の方が登録されている町内の業者を利用して、自己の居住する家屋を改修した場合に、その経費の一部を補助金で助成するというものです。全国的には4月1日現在、330の自治体で実施されており、これは昨年10月末に調査した175自治体から2倍近く増えています。ちなみに、秋田県では2010年に3月からスタートして、1年6カ月で県の補助金の約15倍の効果があったそうです。25市町村あるんですけども、既に22市町村で実施されています。

奈良県でも、広陵町が2005年から実施されており、5年間で約21倍もの経済効果がありました。また奈良市では2011年7月からスタートしましたが、その申し込みがわずか10日で予算枠を超えたそうです。来年度も実施するという事です。また、郡山市でも来年度から実施されるようです。

このように全国的にはもちろんのこと、奈良県においても経済効果のあるということが実証されている住宅リフォームの助成制度を、早急に実施していただきたいと思います。

2番目は、タウンミーティングについてです。

町民のみなさんの大半の方が、いつまでもこの町に住み続けたいと願っておられます。しかし、安心して住み続けられるまちづくりを進める上で、医療手段やごみの収集、防災、福祉、教育などなど課題が山積みとなっています。町政に対しての要望や意見など町長室直通便で収集されていますが、十分とは言えない状況ではないでしょうか。町長みずからが各大字自治会に出向いて住民の皆さんとひざを交えて、意見や要望に耳を傾ける機会を、年に一度は開くことを提案したいと思います。

また今討議されております夢ビジョンの実現、河合町の発展や活性化にも大きな力になる

のではないのでしょうか。

3点目は、ごみの戸別収集についてです。

近隣の自治体では、ごみの戸別収集を行い、喜ばれています。河合町ではごみの収集場所も少なく、燃やさないごみや大型ごみなど遠くて持っていきにくいなど苦労されている方がたくさんおられます。大型ごみの場合には大きな道路に面しているところが多く、町外や業者の持ち込みもあり、大字の担当の方の苦労が絶えません。また高齢の方が増え、集積場所まで遠くて持っていけない、分別の日の認識がだんだんと困難になってくるなど、ごみ処理には苦労されています。軽トラックなどの活用で町の皆さんの苦労を軽減できるように、戸別収集してください。

また、まごころ収集についても、手続とか利用状況について教えていただきたいと思えます。

最後の4点目ですけれども、高齢者のための軽度生活援助事業についてです。

介護保険から除外された方の高齢者の生活援助事業について、河合町でも実施していただきたいという質問ですが、河合町では既にこの支援事業があるようです。しかし、町民の皆さんには余り知られておらず、利用されている方も少ないようですが、いつからこの事業が実施されていて、利用者は月何名ぐらいで、何時間ぐらいの利用なのか、また利用料は幾らなのかをお聞かせください。

また年間、この事業について幾らの予算が計上されて、実績はどれくらいなのかもあわせてお答えください。ちなみに近隣の町では、1カ月20時間利用できて、利用料は840円の1割の負担84円だそうです。平成22年度は246件の利用があって、高齢者の生活援助が進んでいます。

今政府が進めようとしている社会保障と税の一体化法案の中でも、介護保険の利用者を3%減らすと言っています。今後、ますますこの事業の必要性が高くなると予想されます。この軽度生活援助事業の内容を充実させるとともに、広報に掲載したり民生委員さんの協力も得て、町民の皆さんに周知徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、あと質問があれば自席にて行わせていただきます。

地域活性課長（山本孝典） 議長。

議長（中尾伊佐男） 地域活性課、山本課長。

地域活性課長（山本孝典） 私の方からは1点目の住宅リフォーム助成制度について、お答えいたします。

住宅リフォーム助成制度は、地域経済の活性化ということで、波及効果も含め一定の評価があると思っておりますが、しかし、単に住宅リフォームを一般助成するとなると、自己の居住する家屋は個人のものであり、個人の資産に税金を投入するということにもなりかねません。また建設業者がリフォーム関係に限定されるなど、特定の業種となります。町財政状況などを踏まえ、住宅リフォーム助成制度の実施は困難と考えます。

ただ奈良県では、現在2つの市町が実施されていることから、県内の実施状況を見守っていきたいと考えます。

以上です。

政策調整課長（澤井昭仁） 議長。

議長（中尾伊佐男） 澤井課長。

政策調整課長（澤井昭仁） 私のほうから、タウンミーティングについてのご質問にお答えさせていただきます。

議員ご指摘のように町民の意見を聞くというのは、まちづくりの基本といたしますが、夢ビジョンの基本として掲げております。町では夢ビジョンをテーマにした意見交換会を予定しております。夢ビジョンといたしますのは、町民の夢や希望を十分にお受けできるということで、夢ビジョンをテーマにさせていただいております。現在、各大字、自治会においても開催していただくよう総代あるいは自治会長にお願いしているところです。ですので、実施する用意はございます。

それだけではなくて、いろんな世代からのご意見もいただきたいというふうな方法も検討しているところです。

以上です。

環境衛生課長（木村光弘） 議長。

議長（中尾伊佐男） 環境衛生課、木村課長。

環境衛生課長（木村光弘） それでは、私の方からごみの戸別収集についてのご質問にご回答させていただきたいと思えます。

現在、河合町におきますごみ収集につきましては、可燃ごみ週2回、町内582カ所、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみが週1回の町内144カ所のステーション方式により住民皆様のご理解、ご協力をいただきまして実施いたしております。

質問のごみの戸別収集につきましては、新旧住宅地の地理的な相違、また現在業務委託しておりますごみ収集業務の回収体制、特に人材、車両等を増やさなければならなくなり、収

集にかかわる経費がかなりの額となるなどの観点から困難であると考えております。現時点では、住民皆様のご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。

なお、ごみ等の収集箇所が少ないということであれば、各地域の総代、自治会長からの要望によりまして、随時協議検討をさせていただいておりますので、その点もよろしくお願いたします。

なお、先ほど高齢者 ごみの持ち出しが困難な世帯があるというようなことですが、につきましては、議員おっしゃりました一定の条件を必要としますが、まごころ収集制度を実施しておりますので、これらに関しては福祉政策課のほうへご相談していただきたいと思ます。

以上でございます。

福祉政策課長（杉本正範） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 杉本課長。

福祉政策課長（杉本正範） それでは、私の方からまごころ収集と軽度生活援助事業について、ご回答させていただきます。

まごころ収集につきましては、おおむね65歳以上の単身世帯及び高齢者のみの世帯、また介護保険受給者のいる世帯もしくは身体障害者手帳所持者のいる世帯で、ごみの集積場所への持ち出しが困難な方を対象としております。これは登録制によりまして、週2回を基本として、登録された時間帯にお伺いして収集させていただいております。

窓口は、一応福祉政策課となっております。近くの民生児童委員さんにも相談していただいても結構だと思います。現在のところ、36件の登録がありまして、入院等実際に行っているところは27件でございます。

続きまして、高齢者のための軽度生活援助事業についてということですが、現在、利用者は確かに少なく、月2回、生活支援事業としてヘルパーを派遣しております。

いつから創設されたかという、たしか平成16年ぐらいかなと、ちょっと記憶が定かではないんですけど、思います。

以上でございます。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

1番（馬場千恵子） まず、住宅リフォーム助成制度についてですけれども、個人の家屋の助成ということですが、今ちょうど、特にニュータウンあたりでは築30年から40年と

ということで、リフォームすることによって、引き続き河合町に住み続けていこうかというような方もおられるかと思います。そういったことで、単に個人の資産に援助をするというだけじゃなくて、河合町に住み続けていっていただくという意味でも効果があるかと思います。

それと、町長にお伺いしたいんですけれども、ことしの2月10日に葛城民主商工会との懇談会の中で、住宅リフォームの助成制度について説明させていただいたと思います。そのときには、河合町でも早速検討したいので、資料を届けてほしいということでした。前向きに検討するということを約束していただいたというふうに聞いてるんですが、その後、どのように検討していただいたのか、町長にお伺いしたいと思います。

奈良県では、近隣のところでもまだ少ない実施かもしれませんが、全国的に見ても、実施したところではかなりの効果が得られる制度です。このことによって、町の財政も大変ということですが、町の財政が大変だからこそ、業者の方にも潤っていただいて、税金もその分払っていただいてということで、必ずその効果がある助成制度だと思いますので、近隣の状況を見てというふうな立場ではなくて、積極的に河合町を活性ある河合町にするために実施していただくということで、ご検討お願いしたいと思います。

それとタウンミーティングですけれども、夢ビジョンのことについては、それぞれの自治会、大字とも懇談会を持ってるということですが、この間、行われた夢ビジョンの説明会と懇談会ですけれども、その中でも人数がたくさんおられて、なかなかそこでは意見が出しにくかったという方も後から聞いています。夢ビジョンだけに限らず、この時点で夢ビジョンだけについて言ってくださいというようなご意見でしたけれども、単位が小さくなるほど率直な意見も出てくるかと思いますが、ぜひ夢ビジョンだけに限定せずに、こういったタウンミーティングを開いていただきたいと思います。

これは、町長室の直通便だけじゃなくて、町長がみずから地域に出向いて話を聞く、ひざを交えて率直な意見を交換するというのがポイントです。そうすることによって、本当に住民の方が心を開いて意見を出していただけるかと思いますが、町長自身が参加される、自身が動いていただくことですので、町長のご意見もお聞かせ願いたいと思います。

それとごみの収集ですけれども、個別収集、一気に河合町全体でしてほしいというのはなかなか困難かと思いますが、全体的に高齢化が進んでる地域、また遠くまで出しにくい、そういった地域をいろいろと調査していただいて、部分的にでも実施していただきたいというふうに思います。

それとまごころ収集ですけれども、これはお願いするに当たって民生委員さんを通じてと

ということをお聞きしてはすけれども、なかなか登録していただくのには手続が大変というふうに聞いてはすけれども、もう少しどんなふうな手続が具体的に要するのかお聞かせ願いたいと思います。

それと、戸別収集すると、先ほど述べたように高齢者などの苦勞が軽減される、病弱な方とかちょっと足が不自由な方なんかも含めて苦勞が軽減されるということとか、また集積場の後の掃除ですけれども、高齢の方も含めて共働きの方とかにとっても大変というふうなことも聞いてはす。それと、缶、びん、大型ごみなども重くて持っていけない、そういったいろんなことが解消されて、住みやすいまちづくりにつながっていくかと思はすので、これについても検討をしてはすたいというふうに思はす。

それと、高齢者のための軽度の生活援助ですけれども、平成16年、かなり前からこの制度があるということですが、私もよく知らなかつたということもありますが、余り町民の方に知られていない、どういった形でこの制度を知ってはすのか、皆さんに多く知ってはすたい活用してはすたい、高齢者の方も快適に過してはすたいということ、こういった制度をもっと広く知らせてはすたい、それとその内容ですけれども、もう少し広げてはすたい、日常生活を援助するということ、その内容についても検討を願はすたいというふうに思はす。

地域活性課長（山本孝典） 議長。

議長（中尾伊佐男） 山本課長。

地域活性課長（山本孝典） 地域経済の活性化ということですが、町発注工事は簡易な維持補修工事も含めて建設業者の育成、現行制度河合町建設工事請負業者選定要領の規定により、地元業者を対象に工事を発注、入札してはす。また、随意契約が可能な小規模工事についても、地元業者育成を目的に工事等を発注してはす。

以上です。

政策調整課長（澤井昭仁） 議長。

議長（中尾伊佐男） 澤井課長。

政策調整課長（澤井昭仁） 私の説明がまずかつたのかわかりませんけれども、各大字自治会、総代さん、自治会長さんには、ご要望があれば町長が直接出向いて、夢ビジョンをテーマにした意見交換会を実施してはすたいということ、先般も今月5日もそういうこと、願はすたいしてはす。テーマがないとなかなか意見が出ないと、過去、数年前にも一度はすたはすけれども、そういうこと、夢ビジョンをテーマにしたということにさせてはすたい

おります。

それから、会議の形式ですけども、11月19日に意見交換会させていただきました。ああいう形がいいのか、それとも口の字型といいですか、ああいう形で議論するのがいいのか、その会議の形式については、今後もいろんな意見が出やすいような形で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

環境衛生課長（木村光弘） 議長。

議長（中尾伊佐男） 木村課長。

環境衛生課長（木村光弘） ごみの件で、一部でも戸別収集を実施していただきたいというふうなお話でございますが、先ほどの答弁にもありましたように、一部といえどもかなりの人件費とか車両の増とかの費用の負担という形になってくると思いますので、その辺も踏まえて、現時点ではかなり難しいと思っておりますので、先ほどと同じように住民皆様のご協力、ご理解をお願いしたいと思っております。

また、お年寄りの方で出せない方はまごころ収集で、先ほど福祉政策課長も言いましたような条件はありますが、それらを申請していただいてお願いしたいと思います。

それ以外に有料ではございますが、自宅までの引き取りの収集等も行っております。もし希望される方がいらっしゃれば、環境衛生課のほうまでご相談等していただけるようお願いしたいと思います。

福祉政策課長（杉本正範） 議長。

議長（中尾伊佐男） 杉本課長。

福祉政策課長（杉本正範） まごころ収集につきまして手続がちょっと面倒くさい、面倒やという話なんですけど、手続自体はそんなに面倒じゃないんですけど、実際、本当にそのまごころ収集の対象に該当するかどうかということで、例えば住基上は単独でも、実際は子供さんと住まわれていたりとかする場合もございますので、その調査に若干時間がかかってるんで、そういうイメージがあるのかなと思います。

軽度生活援助事業ですけども、PRがちょっと足りないんじゃないかということで、確かにPR不足は否めませんので、現在、社会福祉協議会のホームページのほうには記載されているんですけども、また今後、広報紙、町のホームページ等でお知らせしたいと思います。

サービスの内容についてですけども、この事業、基本的な考えとしまして、最小限の生活援助をすることによって自立していただきたいという思いを持っておりますので、回数を増

やせばいいとかおっしゃる意見もあるんですけど、一応今のところ、この方針で進めてまいりたいと思います。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

1番（馬場千恵子） 住宅リフォームの助成制度ですけれども、葛城民主商工会との懇談会の中でのお返事の後の検討ということで、町長にお伺いしたかと思しますので、お答え願いたいのが一つです。

それとタウンミーティングについても、夢ビジョンについて、今いろいろとそういった大字との懇談会も限定して行ってるということですが、そのときには、ほかの意見は出してはいけないのでしょうか。この間の懇談会ではかなり制限された内容になっていましたけれども、住民の方が集まる機会でもありますので、ほかのことも含めて町政全体の活性化のためのご意見だと思しますので、聞いていただくということにはならないのでしょうか。

それと、ごみの収集ですけれども、費用がかかるということですが、これは住宅リフォームのこととも関連するんですけれども、住宅リフォームの助成制度については、かなりの経済効果があるということで、これはほかの市町村でも全国的にもしっかりと実証されてることで、そういったことを制度を実現させながら、費用面でも充実させていきたいということと、費用ですけれども住民が快適に暮らしていくために使う費用というのはなかなか捻出できないものなのかということもお聞きしたいと思います。

それと、有料で自宅まで取りに行っている、これについては、例えばそこまで持っていけないという方は、かなり弱者といたらなんですけれども、身体的にしんどい方とか高齢の方とかということですので、持っていける人というのは比較的健康的な方とか持つていける力があるということですが、持っていけない人にこそ手を差し伸べてもらいたいと思うのに、その部分について有料というのもどうかと思います。

それと、高齢者の援助ですけれども、今まで利用された方は、どういったことでこの制度を知り得たのかということもちょっとお聞きしたいかと思します。

まちづくり推進部次長（梅本英則） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 梅本次長。

まちづくり推進部次長（梅本英則） 住宅リフォーム制度につきまして、再質問についてお答えさせていただきます。

葛城民主商工会のほうと町長の2月の懇談ということで、町長のほうから聞いております。

そのことについて、馬場議員ご質問の中で、全国では330自治体を実施されてるというお話、奈良県では2団体のほうが実施済みと、来年また実施のほうがされると。ただ近畿地方全体で見ますと14ということで、地域経済の活性化を目的とした制度ということで、地域性というのもあるのかなという感じは受けております。

ただ、議員ご提案いただきました西大和地区について、新築後、相当経過年数がたってるという点、リフォームにおいてしていただいて河合町に定住していただいたらどうかという河合町の発展、今後の地域経済の発展という趣旨でご提案いただきました。

これにつきまして、今現在、奈良県では奈良市と広陵町実施されておりますが、その内容について、リフォーム工事についての対象になる部分、ならない部分、いろいろ研究したいという点もございますので、県内の状況、また他の状況も含めまして、今後調査、検討してまいりたいというふうに考えています。

また、リフォームの一部として介護保険での改修、または住宅の耐震改修という制度もございますので、その辺とも調整しながら、総合的に制度を検討してまいりたいというふうに考えております。

政策調整課長（澤井昭仁） 議長。

議長（中尾伊佐男） 澤井課長。

政策調整課長（澤井昭仁） この間の意見交換会については、事業例の提案というテーマに絞らせていただきましたが、夢ビジョンの守備範囲イコール町長の政策ということでございます。今後は、その人数あるいは会場によりまして、そのときどきのテーマといたしますが、内容を検討していきたいということで、ずっとああいうテーマを絞ってということではないということをご理解いただければありがたいと思います。

環境衛生課長（木村光弘） 議長。

議長（中尾伊佐男） 木村課長。

環境衛生課長（木村光弘） 粗大ごみの持ち込みで引き取りの場合、料金が発生するのはいかがでしょうかというような、ただ重たいものを高齢者等が持ち運び出せないのに、それに対して料金発生するのはいかがでしょうかということでございますが、粗大ごみの考え方につきましては、一応日常生活において、頻繁に出るようなごみでないというような考えも持っております。臨時的に特定の家庭、個人からよく出されるものだというような認識のもと、今はステーションという形で、そこへ持って出されてるというような形がありまして、現在無料というような形もっておりますが、今言いましたように、個人のほうへぜひともこういうのでお引き取

りということであれば、こっちから出向かうというような形もありまして、搬送料等という形で有料というような形をとっておりますので、その辺のご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

福祉部次長（中尾博幸） 議長。

議長（中尾伊佐男） 中尾次長。

福祉部次長（中尾博幸） 軽度生活支援事業のPRですか、どうやって知らせるかという話なんですけれども、基本的に地元の民生委員さん、民生委員さんの定例会におきまして河合町の福祉施策を説明させていただいております。その中で、こういう部分につきましてもこういう制度ございますよということでお知らせをしておりますので、そういうお困りの方がおられましたら、地元の民生委員さんに気軽にご相談していただいたらいいのかなというふうに思っております。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

1番（馬場千恵子） 住宅リフォームですけれども、町長にお伺いしましたが、担当課のほうでお答えいただいたんですが、それでというか町全体として、今後調査をして検討していきたいということで、前向きに検討していただくというふうに理解してよろしいでしょうか。

それと、2番目のタウンミーティングですけれども、要望があれば町長が出向いて懇談会を開くということなんですけれども、要望があればとか町長室の直通便とかという受けとめ方が、町長に対して要望があればということで、すごく受身的なイメージを持つんです。町長とか町の職員の方が出向いてということで、地域に出向いて、みずから出向いて、要望があればじゃなくて、出向いて意見を聞くということが大切かというふうに、私は思っています。

それと、ごみの収集ですけれども、大型ごみのところですが、ステーションまで持っていく人、シールを張れば無料ということですね。この大型のごみについてもまごころ収集の対象にはならないのでしょうか。

それと、高齢者のための軽度援助ですけれども、内容の検討というか中身も充実させていただいて、また民生委員さんにも徹底していただいて、周知徹底していただくということをお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

まちづくり推進部次長（梅本英則） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 梅本次長。

まちづくり推進部次長（梅本英則） 住宅リフォームについての再質問にお答えさせていただきます。

まず、地域経済の活性化ということで、これにつきましては非常に重要な課題であるというふうに認識しております。ただ住宅リフォーム、実施するとなりますと、当然、財政的なことも検討の視野に入ってくると考えております。まずは、前向きかというご質問でございますが、まずは実施市町村の調査、研究をさせていただいて、検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほど、お願いいたします。

政策調整課長（澤井昭仁） 議長。

議長（中尾伊佐男） 澤井課長。

政策調整課長（澤井昭仁） タウンミーティングですけれども、若干議論がかみ合っていないのかなと思うんですけれども、町長が出向いて住民の意見を聞く、夢ビジョンをテーマにした意見を聞く、これ受け身ではなくて、ずっとお願いしてるんです、お願いベースなんですよね。決して押し売りになってはいけないと、我々は注意していることであって、総代、自治会長さんあるいは各種団体の方々をお願いをして、そして意見交換会を開いてくださいという形のスタンスでございます。決して受け身ではありません。で押し売りになってもいけないという形を注意しておりますので、ご理解ください。

環境衛生課長（木村光弘） 議長。

議長（中尾伊佐男） 木村課長。

環境衛生課長（木村光弘） まごころ収集のごみの対象でございますが、可燃、不燃、資源、粗大ごみ、すべて対象として収集しております。

福祉部次長（中尾博幸） 議長。

議長（中尾伊佐男） 中尾次長。

福祉部次長（中尾博幸） 軽度生活援助事業、中身を充実ということでございます。

先ほど課長が答えましたように、基本的な考え方としましては、住民の方の自立を促していくということで、回数を増やすというだけではなしに、その辺の意味合いがございます。一番気をつけなければいけないのは、その事業は、ある意味では家政婦さんになってしまう、そうになりましたら自立を防いでいく、自立を促さないということになっては困りますので、その辺は今使っておられる方のニーズ等聞きながら、検討してまいりたいなというふうには思っております。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

1番（馬場千恵子） 住宅リフォームですけれども、先ほどから私も何度か言ってるかと思うんですけれども、財政的に大変だからこそ、こういった制度を提案させていただいてます。年間100万円から出発していただいてもいいかと思います。必ず経済効果が出てくるということを確認してますので、ご検討の方をお願いしたいと思います。

それと、タウンミーティングについては、また担当課の方とお話をしていきたいと思いません。

それと3番目のごみ収集ですけれども、大型ごみについてもまごころ収集ということで理解させてもらってよろしいんですね。

それと4番目の家事援助、軽度の生活援助ですけれども、家政婦的な扱いというか安易な利用の仕方というふうな感じでということですが、家政婦的というのはどんなふうにしておられるのかお聞きしたいと思います。家事援助というのは、多かれ少なかれこういった、内容的にはこういった内容も意味が大きいかと思しますので、家政婦という扱いというか認識はどんなふうにしておられるのかお聞きしたいと思います。

福祉部次長（中尾博幸） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 中尾次長。

福祉部次長（中尾博幸） 河合町ではございませんけども、ある地域のところ聞きますと、例えば草むしり等をその方にさせていただいているというふうに聞き及んでおります。河合町の場合は家事援助ですんで、例えば食事の準備を一緒にしていただきまして、例えば食事の作り方を一緒にやっていただいて覚えていただくとかいうことで自立を促していきたいというふうに思っておりますので、例えば回数増やすことによりましてそういう部分で利用されるようになりましたら、これはちょっと問題だというふうに思っております。幸い河合町ではございませんけども、そういうことで、先ほど申しましたように、今使っておられる方のニーズを聞きながら、その辺は検討してまいりたいというふうには思っております。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

1番（馬場千恵子） 住宅リフォーム等については検討していただくということでしたので、また3月議会でも引き続き、ご提案もしていきたいと思いません。

これで私の質問を終わりたいと思いません。

議長（中尾伊佐男） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

散会の宣告

議長（中尾伊佐男） お諮りします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

閉会 午後 0時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 尾 伊 佐 男

署 名 議 員 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 岡 井 誠 也